

独立行政法人森林総合研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成23年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

理事長	給与減額支給措置として、平成24年4月から平成26年3月までの間、俸給月額・地域手当・広域異動手当及び期末特別手当を9.77/100減額。
理事	同上
監事	同上
監事(非常勤)	給与減額支給措置として、平成24年4月から平成26年3月までの間、1日当たりの手当額を9.77/100減額。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
理事長	千円 15,100	千円 9,875	千円 3,687	千円 1,185 (地域手当) 353 (通勤手当)			
A理事	千円 4,341	千円 2,326	千円 1,572	千円 279 (地域手当) 164 (通勤手当)		7月3日	◇
B理事	千円 9,360	千円 6,704	千円 1,799	千円 805 (地域手当) 52 (通勤手当)	7月4日		◇
C理事	千円 13,563	千円 9,030	千円 3,371	千円 1,084 (地域手当) 78 (通勤手当)			※
D理事	千円 13,158	千円 9,030	千円 3,357	千円 771 (地域手当) 0 (通勤手当)	4月1日		◇
E理事	千円 11,703	千円 6,975	千円 3,716	千円 837 (地域手当) 175 (通勤手当)		12月16日	◇
F理事	千円 3,326	千円 2,899	千円 0	千円 348 (地域手当) 79 (通勤手当)	12月17日		◇
G理事	千円 12,668	千円 9,030	千円 2,285	千円 1,084 (地域手当) 269 (通勤手当)	4月1日		

A監事	千円 12,083	千円 7,796	千円 2,911	千円 935 (地域手当) 441 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 2,083	千円 1,991	千円 0	千円 92 (通勤手当)			※

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄の「※」は、退職公務員(常勤の国家公務員として職務に従事した者)、「◇」は、役員出向者(独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)、「※」は、独立行政法人等の退職者(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の対象法人の退職者)、「※※」は、退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後独立行政法人の役員となった者、該当がない場合は空欄であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
理事長	千円	年	月			該当者なし	
A理事		年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	

注1: 業績勘案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する。

注2:「摘要」欄は、農林水産省独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記載している。

注3:「前職」欄の「※」は、退職公務員(常勤の国家公務員として職務に従事した者)、「◇」は、役員出向者(独立行政法人等役員となるために退職し、かつ、引き続き当該独立行政法人等役員として在職する者)、「※」は、独立行政法人等の退職者(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の対象法人の退職者)、「※※」は、退職公務員が独立行政法人等の役職員に就任し退職した後独立行政法人の役員となった者、該当がない場合は空欄であることを示す。

注4: 非常勤役員には退職手当を支給しないこととしているため省略した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の人事評価の結果及び勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給:昇給	勤務成績が適切に反映されるよう職員を初任層と中間層及び管理職層に区分し、さらにそれぞれの職員層ごとに、5段階(A～E)の昇給区分に応じた昇給号俸数を設定し、毎年1月1日に直近の人事評価結果及び勤務成績等に応じて昇給させる。 さらに、研究職員俸給表の適用者にあつては、顕著な研究業績を挙げたと認められる場合等には、特別な昇給を実施することができる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	職員の直近の人事評価結果及び勤務成績に応じ、135/100(特定管理職員にあつては、175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれを乗ずること等により勤勉手当を支給する。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

- 俸給月額の引き下げ(50歳以上を中心に40歳台以上を念頭に置いた引き下げ(平均△0.2%))。
- 平成24年4月1日における30歳未満職員の2号俸上位及び30歳以上36歳未満職員の1号俸上位への号俸調整。
- 平成24年2月に成立した国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(特例法)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
 - (職員について)
 - ・実施期間
平成24年5月～平成26年3月
 - ・俸給表関係の措置の内容
俸給の支給に当たっては、俸給表別級別の区分に応じて、俸給月額に以下の割合を乗じて得た額を減額。
 - 一般職員2級以下、技術専門職員3級以下、研究職員2級以下
→4.77/100
 - 一般職員3～6級、技術専門職員4级以上、研究職員3～4級、任期付研究員(一)1～3号俸、任期付研究員(二)、特定任期付職員1～4号俸
→7.77/100
 - 一般職員7级以上、研究職員5级以上、任期付研究員(一)4号俸以上、特定任期付職員5号俸以上、指定職員
→9.77/100

・諸手当関係の措置の内容

諸手当の支給に当たっては、以下のとおり減額。

(俸給の特別調整額)

当該職員の俸給の特別調整額の月額に10/100を乗じた額を減額。

(地域手当)

当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に10/100を乗じて得た額を減額。

(広域異動手当)

当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に10/100を乗じて得た額を減額。

(特勤勤務手当等)

当該職員の俸給月額に対する特勤勤務手当の月額及び特勤勤務手当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額を減額。

(1時間当たりの給与額)

減額前の俸給月額等の月額により算出した額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額を減額。

(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当)

当該職員が受けるべき期末手当等の額に9.77/100を乗じて得た額を減額。

・国と異なる措置の概要

・平成24年12月に支給する期末手当等の特例措置

減額支給措置を平成24年5月より開始したため、減額支給措置が平成24年4月分の給与に適用されていたとしたならば同措置により算定される平成24年4月分の減額相当額を平成24年12月期の期末手当の額から減額調整を行った。

(役員について)

・実施期間

平成24年4月～平成26年3月

・俸給表関係の措置の内容

俸給の支給に当たっては、当該役員の俸給月額に9.77/100を乗じて得た額を減額。

・諸手当関係の措置の内容

地域手当、広域異動手当、期末特別手当の支給に当たっては、当該役員の各手当に9.77/100を乗じて得た額を減額。

・国と異なる措置の概要

なし

(4) 平成24年秋の給与再精査に関する措置

国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給しており、問題ないと考えられるため措置は行っていない。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
常勤職員	人 949	歳 45.8	千円 7,031	千円 5,385	千円 89	千円 1,646
事務・技術	人 539	歳 44.8	千円 6,183	千円 4,701	千円 99	千円 1,482
研究職種	人 395	歳 47.2	千円 8,224	千円 6,347	千円 76	千円 1,877
技術専門職種	人 13	歳 44.3	千円 5,129	千円 3,931	千円 107	千円 1,198
総括審議役	人 2	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：「技術専門職種」とは、実験林・苗畑維持管理、試験片作成及びこれらに準ずる専門的業務に従事する職種を示す。

注3：「総括審議役」とは、業務に係る重要事項の企画立案及び総合調整に関する業務を総括整理する職員を示す。

注4：総括審議役については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5：常勤職員の区分中「医療職種」及び「教育職種」については、該当者がいないため省略した。

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 6	歳 35.5	千円 5,433	千円 4,397	千円 118	千円 1,036
研究職種	人 6	歳 35.5	千円 5,433	千円 4,397	千円 118	千円 1,036

注：任期付職員の区分中「事務・技術」、「医療職種」及び「教育職種」については、該当者がいないため省略した。

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
-------	------------	---	----	----	----	----

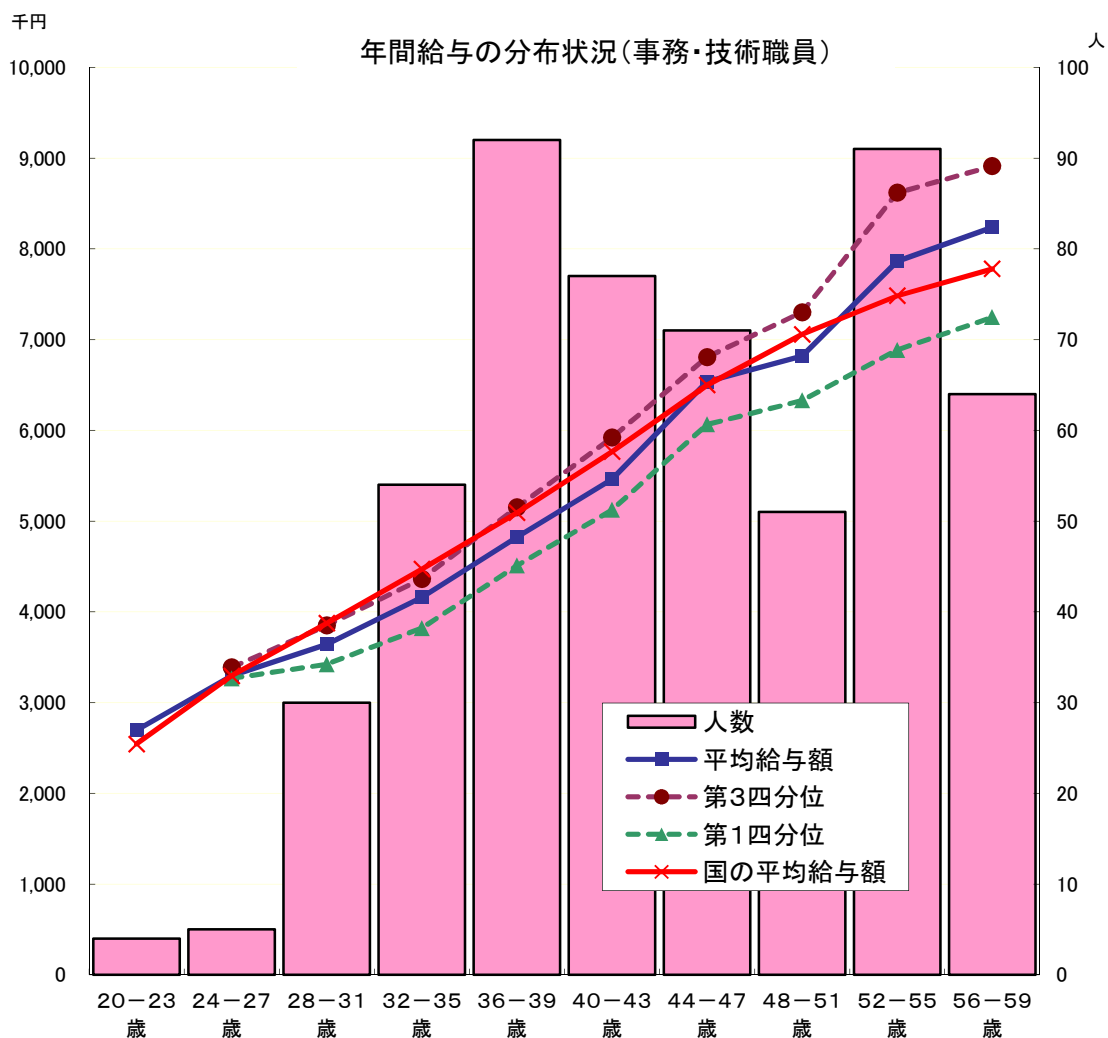
注：再任用職員の区分中「事務・技術」、「研究職種」及び「医療職種」並びに「教育職種」については、該当者がいないため省略した。

非常勤職員	人 15	歳 36.3	千円 5,698	千円 5,698	千円 75	千円 0
委託費等雇用職員	人 15	歳 36.3	千円 5,698	千円 5,698	千円 75	千円 0

注1：「委託費等雇用職員」とは、委託費等から給与を支給している非常勤職員を示す。

注2：非常勤職員の区分中「事務・技術」、「研究職種」及び「医療職種」並びに「教育職種」については、該当者がいないため省略した。

- ② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

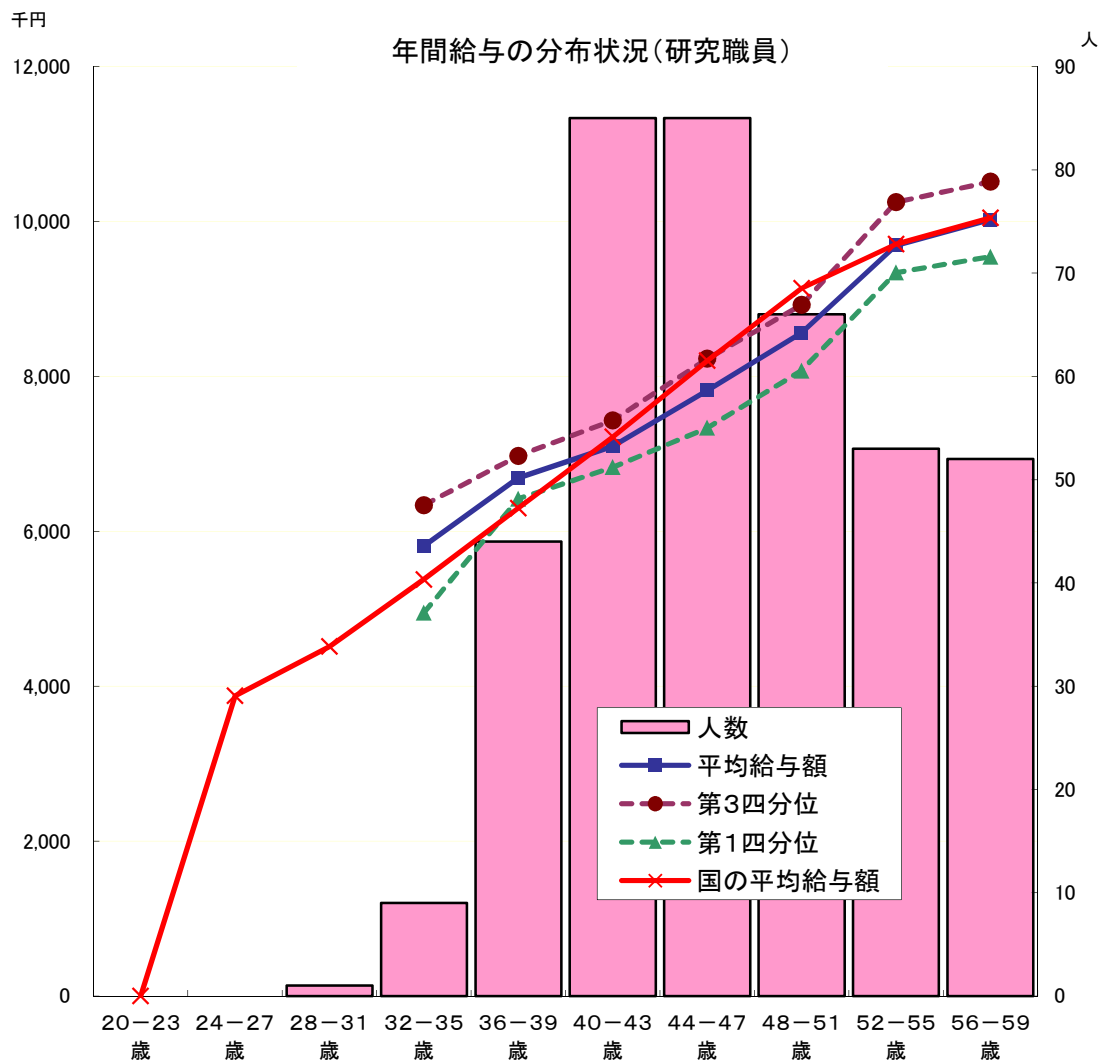


注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 年齢20-23歳の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1四分位・第3四分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
本 部 部 長	7	55.8	9,400	10,250	11,191
本 部 課 長	33	54.3	8,199	8,542	8,891
本部課長補佐	26	48.5	6,241	6,650	7,086
本 部 係 長	83	42.1	5,012	5,638	6,390
本 部 係 員	16	27.8	3,014	3,389	3,607



注1: 年齢20-23歳及び年齢24-27歳の該当者はいない。

注2: 年齢28-31歳の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額及び第1四分位・第3四分位については表示していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
本部部長	12	56.6	9,722	10,397	10,880
本部課長	119	50.9	8,398	9,125	9,932
主任研究員	191	43.5	6,796	7,330	7,713
研究員	4	33.0	—	4,665	—

注: 研究員の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1四分位・第3四分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係 員		課長補佐・同相当職 係長・同相当職		
人員 (割合)	人 539	人 9 (1.7%)	人 20 (3.7%)	人 154 (28.6%)	人 158 (29.3%)	人 82 (15.2%)
年齢(最高～最低)		歳 29 ～ 22	歳 43 ～ 27	歳 51 ～ 30	歳 59 ～ 37	歳 58 ～ 44
所定内給与年額 (最高～最低)		千円 2,754 ～ 2,003	千円 3,481 ～ 2,494	千円 5,022 ～ 2,646	千円 5,504 ～ 3,288	千円 6,720 ～ 4,464
年間給与額(最高～最低)		千円 3,540 ～ 2,601	千円 4,509 ～ 3,272	千円 6,124 ～ 3,498	千円 7,337 ～ 4,387	千円 8,733 ～ 5,957

6級	7級	8級	9級	10級
課長・同相当職		部長・同相当職		
人 78 (14.5%)	人 22 (4.1%)	人 13 (2.4%)	人 2 (0.4%)	人 1 (0.2%)
歳 59 ～ 46	歳 59 ～ 44	歳 59 ～ 54	歳 —	歳 —
千円 7,223 ～ 4,509	千円 7,763 ～ 6,118	千円 8,212 ～ 6,569	千円 —	千円 —
千円 9,287 ～ 6,095	千円 10,107 ～ 8,087	千円 10,857 ～ 8,744	千円 —	千円 —

注：9級及び10級における該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究補助員	研究員	課長・室長・同相当職 ・主任研究員		部長・同相当職	
人員 (割合)	人 395	人 0 (0%)	人 4 (1.0%)	人 151 (38.2%)	人 123 (31.1%)	人 116 (29.4%)	人 1 (0.3%)
年齢(最高～最低)		歳	歳 34 ～ 31	歳 52 ～ 34	歳 59 ～ 43	歳 59 ～ 48	歳 —
所定内給与年額 (最高～最低)		千円	千円 3,824 ～ 3,309	千円 6,146 ～ 4,456	千円 7,353 ～ 5,253	千円 8,477 ～ 6,282	千円 —
年間給与額(最高～最低)		千円	千円 4,948 ～ 4,366	千円 7,844 ～ 5,718	千円 9,214 ～ 6,820	千円 11,138 ～ 8,192	千円 —

注： 6級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分 (期末相当)	% 55.5	% 57.1	% 56.3
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 44.5	% 42.9	% 43.7
		%	%	%
	最高～最低	52.3～33.1	47.2～32.1	48.3～32.7
一般 職員	一律支給分 (期末相当)	% 64.2	% 65.5	% 64.9
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 34.5	% 35.1
		%	%	%
	最高～最低	43.6～31.0	42.4～30.3	41.0～30.9

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分 (期末相当)	% 57	% 56.4	% 56.7
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 43	% 43.6	% 43.3
		%	%	%
	最高～最低	52.8～33.2	52.9～34.1	49.8～33.8
一般 職員	一律支給分 (期末相当)	% 65.5	% 64.1	% 64.8
	査定支給分 (勤勉相当) (平均)	% 34.5	% 35.9	% 35.2
		%	%	%
	最高～最低	44.9～31.9	46.1～32.0	45.5～32.1

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他法人

99.5
93.2

(研究職員)

対国家公務員(研究職)
対他法人

98.1
97.9

注： 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 99.5		
	参考	地域勘案	104.0
		学歴勘案	99.2
		地域・学歴勘案	103.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	「地域・学歴勘案」の値が100を超えている要因としては「地域勘案」が国に比して高いことによる。 「地域勘案」が国に比して高い要因としては、地域手当など各手当は国に準じた基準としているが、当法人は人事交流及び全国異動が多いことにより、広域異動手当・単身赴任手当受給者、地域手当の異動保障者の人員分布率が国に比して高いこと及び寒冷地手当受給者の人員分布率が国に比して高いことが要因と推察される。 ・広域異動手当受給者の割合 18.2%(国：11.8%) ・単身赴任手当受給者の割合 17.3%(国：8.2%) ・地域手当異動保障者の割合 16.1%(国：13.5%) ・寒冷地手当受給者の割合 13.9%(国：11.8%) ※国の受給者割合は平成24年国家公務員給与等実態調査報告書に基づいて算出。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 70.7% (国からの財政支出額 61,944百万円、支出予算の総額 87,641百万円：平成24年度予算) 【検証結果】 当法人は、国からの財政支出である運営費交付金、施設整備費補助金、受託収入等で運営されており、総額に占める国からの財政支出割合が高くなっている。 当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、適切性を確保している。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)		
講ずる措置	給与水準は国家公務員と同水準であり、今後も国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、適切性を確保する。		
その他	1. 支出総額に占める給与・報酬等支出総額の割合11.2% (支出総額70,902,019,345円 給与・報酬等支出総額7,919,983,839円) 2. 管理職の割合 7.1%(平成25年4月1日現在の管理職の割合) 3. 大卒以上の高学歴者の割合 47.3%(平成25年4月1日現在の高学歴者の割合)		

・主務大臣の検証結果

国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。

なお、年齢・地域・学歴勘案の指数が100.0を超えているが、勤務地が全国広範囲に所在しているため、広域異動手当等を受給する職員の割合が高いためであり、給与は国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、問題ないと考えている。

○研究職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 98.1		
	参考	地域勘案	104.2
		学歴勘案	97.6
		地域・学歴勘案	102.8
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	「地域・学歴勘案」の値が100を超えている要因としては「地域勘案」が国に比して高いことによる。 「地域勘案」が国に比して高い要因としては、地域手当など各手当は国に準じた基準としているが、当法人は人事交流及び全国異動が多いことにより、広域異動手当・単身赴任手当受給者、地域手当の異動保障者の人員分布率が国に比して高いこと及び寒冷地手当受給者の人員分布率が国に比して高いことが要因と推察される。 ・広域異動手当受給者の割合 4.8%(国：0.3%) ・単身赴任手当受給者の割合 7.3%(国：3.2%) ・地域手当異動保障者の割合 8.1%(国：5.5%) ・寒冷地手当受給者の割合 15.9%(国：0.7%) ※国の受給者割合は平成24年国家公務員給与等実態調査報告書に基づいて算出。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 70.7% (国からの財政支出額 61,944百万円、支出予算の総額 87,641百万円：平成24年度予算)		
	【検証結果】 当法人は、国からの財政支出である運営費交付金、施設整備費補助金、受託収入等で運営されており、総額に占める国からの財政支出割合が高くなっている。 当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、適切性を確保している。		
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算)		
講ずる措置	給与水準は国家公務員と同水準であり、今後も国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給することとし、適切性を確保する。		
その他	1. 支出総額に占める給与・報酬等支出総額の割合11.2% (支出総額70,902,019,345円 給与・報酬等支出総額7,919,983,839円) 2. 管理職の割合 9.4%(平成25年4月1日現在の管理職の割合) 3. 大卒以上の高学歴者の割合 100.0%(平成25年4月1日現在の高学歴者の割合)		

・主務大臣の検証結果

国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。

なお、年齢・地域・学歴勘案の指数が100.0を超えているが、勤務地が全国広範囲に所在しているため、広域異動手当等を受給する職員の割合が高いためであり、給与は国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、問題ないと考えている。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年 度)	前年度 (平成23年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平 成23年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 7,919,984	千円 8,872,524	千円 (%) △952,540 (△10.7)	千円 (%) △952,540 (△10.7)
退職手当支給額 (B)	千円 886,192	千円 849,319	千円 (%) 36,873 (4.3)	千円 (%) 36,873 (4.3)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 675,481	千円 646,198	千円 (%) 29,283 (4.5)	千円 (%) 29,283 (4.5)
福利厚生費 (D)	千円 1,394,687	千円 1,514,917	千円 (%) △120,230 (△7.9)	千円 (%) △120,230 (△7.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 10,876,344	千円 11,882,958	千円 (%) △1,006,614 (△8.5)	千円 (%) △1,006,614 (△8.5)

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額については、対前年度比△10.7%であるが、要因としては事業の縮小等に伴う常勤職員数の減少及び給与減額支給措置に関する削減(削減額663,525千円(職種ごとの削減額は別記))によるものである。

最広義人件費については、対前年度比△8.5%となったが、上記の要因に加えて、退職手当支給額の増加(対前年度比+4.3%)(うち国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等に基づく退職手当の支給水準の引き下げにかかる削減額33,220千円(職種ごとの削減額は別記)を含む。)、非常勤役職員等給与の増加(対前年度比+4.5%)(うち給与減額支給措置に関する削減額228千円を含む。)及び福利厚生費の減少(対前年度比△7.9%)によるものである。

(別記)

※給与減額支給措置削減額(職種ごと内訳)

役員10,145千円、指定職員2,422千円、一般職員326,553千円、

技術専門職員4,879千円、研究職員312,441千円、任期付職員7,085千円

※国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等に基づく退職手当の支給水準の引き下げにかかる削減額(職種ごと内訳)

一般職員10,050千円、技術専門職員849千円、研究職員22,308千円、

任期付職員13千円

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずることとした。

・役員に関する講じた措置の概要(平成25年1月1日～)

- 1) 退職手当の支給水準の引き下げ
退職手当の支給額について87/100の割合を乗じた額とした。
- 2) 退職手当の支給水準の引き下げに関する経過措置
87/100の割合を、
平成25年1月1日から平成25年9月30日までの間を98/100とし、
平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間を92/100とした。

・職員に関する講じた措置の概要(平成25年2月1日～)

- 1) 退職手当の支給水準の引き下げ
退職手当の基本額に乘じる率を104/100から87/100とした。
- 2) 退職手当の支給水準の引き下げに関する経過措置
87/100の割合を、
平成25年2月1日から平成25年9月30日までの間を98/100とし、
平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間を92/100とした。
- 3) 早期退職募集制度の導入
定年前に退職する意志を有する職員のうち次の募集を行うこととした。
① 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、45歳以上の年齢の職員を対象。
② 組織の改廃又は事務所の移転を円滑に実施することを目的として、その組織又は事務所に属する職員を対象。
- 4) 定年前早期退職者の特例措置の拡充
特例措置の対象
勤続期間を25年以上から20年以上とし、年齢を50歳以上から45歳以上とすることとした。
特例措置の割合
定年1前年につき一律2%割増(最大20%)を定年前1年につき3%を上限とした割り増しとすることとした。